岩倉市緊急通報システム設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人、重度身体障害者等の病気、 火災等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムを設置する ことにより、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助又は援助に つなげ、もって福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるもの とする。

(事業内容)

- 第2条 岩倉市緊急通報システム設置事業(以下「事業」という。) は、ひとり暮らし老人、重度身体障害者等の病気、火災等のため、 救助又は援助を必要とするときに、居宅の固定電話に設置した緊 急通報機器(以下「機器」という。)又は緊急通報センター(以下 「センター」という。)への短縮ダイヤルを設定した携帯電話(以 下「機器等」という。)を利用してセンターに通報し、ひとり暮ら し老人、重度身体障害者等の救助又は援助につなげるものとする。 (対象者)
- 第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ、固定電話回線(電話配線を含む。以下同じ。)を有し、若しくは使用している者又は携帯電話を使用している者(固定電話回線を有し、又は使用していない者に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市が認定したひとり暮らし老人(以下「ひとり暮らし老人」という。)で、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に規定する者
 - (2) 高齢者世帯で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 満65歳以上の者だけで構成されている世帯で、そのうちのいずれかの者が市の認定するねたきり老人(以下「ねたきり老人」という。)又は身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳Aのいずれかの交付を受けている者(以下「重度障害者」という。)である者
 - イ 満70歳以上の者で構成されている世帯の者
 - (3) 障害者世帯で次のいずれかに該当するもの

- ア 障害者だけで構成されている世帯で、そのうちのいずれか の者が重度障害者である世帯の者
- イ 満60歳以上の障害者だけで構成されている世帯の者
- (4) ねたきり老人又は重度障害者のいる世帯で、当該ねたきり老人又は重度障害者以外の世帯構成員の全てが常用就労者又は義務教育を終了していない者である世帯の者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの (利用の申請)
- 第4条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。) は、岩倉市緊急通報システム設置事業利用申請書(様式第1)及 び岩倉市緊急通報システム設置事業利用承諾書(様式第2)を市 長に提出しなければならない。

(決定等)

- 第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請者の状況把握 及び十分なアセスメントを行い、事業の利用の可否を決定し、岩 倉市緊急通報システム設置事業利用決定・却下通知書(様式第 3)により申請者に通知する。
- 2 前項の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)のうち機器を利用するものは、速やかに市長に岩倉市緊急通報システム設置事業用機器借用書(様式第4)を提出しなければならない。

(費用の負担)

- 第6条 機器等の利用に要する費用の負担額は、5,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第14 4号)の規定により保護を受けている場合、市民税非課税世帯に 属する場合その他市長が特に必要と認める場合は、設置等の費用 の全額を免除することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により利用者が負担すべき額(以下「費用負担額」という。)を決定したときは、岩倉市緊急通報システム設置事業費用負担額納入通知書(様式第5)により利用者に通知するものとする。
- 4 利用者は、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに費用

負担額を納入しなければならない。

(利用の取消し等)

- 第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、 利用の決定を取り消し、利用に供した機器を返還させ、又は携帯 電話の設定の解除をさせることができる。
 - (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正行為により貸与を受けたとき。
 - (3) 次条に規定する義務を怠り、又は違反したとき。
 - (4) 施設へ入所し、又は医療機関等に継続して3か月以上入院し、 若しくは入所したとき。
 - (5) 前条に規定する費用負担を怠ったとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消し、機器の返還又は携 帯電話の設定の解除をさせるときは、利用者に対し、岩倉市緊急 通報システム設置事業利用取消通知書(様式第6)によって通知 するものとする。

(利用者の義務)

- 第8条 利用者は、利用に供された機器等について善良な管理者の 注意を持って維持管理し、これを他の目的に使用し、又は他人に 譲渡し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- 2 利用者は、利用に供された機器を損傷し、又は消滅したときは、 直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならな い。

(変更・辞退)

- 第9条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、岩倉市緊急通報システム設置事業利用変更・辞退届(様式第7)により速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 申請書に記載した事項に変更があったとき。
 - (3) 利用の辞退をしようとするとき。
 - (4) 利用する機器等に変更があったとき。

(センターの業務等)

第10条 センターは、常に利用者から情報を受信する体制を整え ていなければならない。

- 2 センターは、緊急通報を受信したときは、利用者等に直ちに連絡し、利用者の状況を確認するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 センターは、必要があると認めるときは、関係機関に連絡する ものとする。
- 4 センターの業務に必要な情報の整備については、岩倉市福祉部 長寿介護課が行うものとする。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、この事業を円滑に運営するため、岩倉市医師会、 岩倉市民生委員児童委員協議会、岩倉市社会福祉協議会等の関係 機関と密接な連携を図るとともに、地域住民の協力が得られるよ う努めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、 市長が別にこれを定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において行われたセンター及び機器の設置 は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

岩倉市長 殿

申請者 住所 氏名 電話

岩倉市緊急通報システム設置事業利用申請書

岩倉市緊急通報システム設置事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

対象者	ふりが。 氏名					男女	生年月日		年	月	日	生
	住所		〒 −	_		電	話話		-			
	氏名	<u></u>		住瓦	沂			続柄	年齢		職業	
親族・家族の状況等												
利用する機器の種類		固定電話 ・ 携帯電話										
住宅管理者名 (借家の場合)						住所	ŕ					
住宅管理者		緊急通報システムの設置に同意します。										
の同	意									戶	J	

様式第2(第4条関係)

岩倉市緊急通報システム設置事業利用承諾書

私は、岩倉市緊急通報システムを利用するに当たり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 岩倉市緊急通報システム設置事業の実施に当たり必要があるときは、地域包括支援センター、岩倉市民生委員児童委員協議会及び搬送先医療機関へ個人情報を提供すること。
- 2 緊急通報システムの設置時及び緊急通報システムからの通報時に訪問した場合において、必要な範囲で敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 緊急通報システムの事業に伴う事故及び損害(緊急時に住居のドア、鍵等を 壊して安否確認に立ち入る場合を含む。)については、岩倉市の重大な過失に よるものを除き、岩倉市はその責を負わないこと。
- 4 固定電話に設置する緊急通報装置本体、受信機(本体内蔵を含む。)及びペンダント(以下「機器」という。)又は緊急通報センターへの短縮ダイヤルを設定した携帯電話は、取付時又は設定時の状態を変更することなく、緊急時の通報に支障のないよう使用すること。
- 5 固定電話に設定する機器を利用する場合は、機器の改造、譲渡、転貸、紛失、 廃棄など、自己の責任に帰すべき理由によりその使用が継続できない場合、使 用回復に必要な実費を全額賠償すること。
- 6 固定電話に設定する機器を利用する場合は、機器の動作保障されている電話回線(NTTアナログ回線)以外での使用に当たっては、停電又は回線が不安定となった場合、緊急通報に支障が生じることを理解した上で、自己の責任において使用すること。また、動作保障されている電話回線以外の使用を起因として生じる直接的又は間接的ないかなる問題についても、岩倉市及び岩倉市と契約する委託事業者に対して、一切の責任を問わないことに同意すること。
- 7 携帯電話を利用する場合は、緊急通報センターへの短縮ダイヤルは居宅での み利用することとし、居宅以外の場所では利用しないこと。
- 8 定められた費用負担額を遅滞なく納入すること。
- 9 緊急通報システムを必要としなくなったときは、速やかに岩倉市に届け出ること。

年 月 日

岩倉市長 殿

住所

氏名

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長 印

岩倉市緊急通報システム設置事業利用決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システムの利用については、下記のとおり 決定 ・ 却下 しましたので通知します。

利用者	氏名	
	住所	
設置(設定)	予定日	

却下理由

年 月 日

岩倉市長 殿

利用者住所 氏名 電話

岩倉市緊急通報システム設置事業用機器借用書

岩倉市緊急通報システム設置事業を利用するに当たり、下記の物品を借り受けます。

記

1 借受物品 緊急通報用機器 一式

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長 印

岩倉市緊急通報システム設置事業費用負担額納入通知書

年 月 日付け第 号で決定した緊急通報システムの利用にかかる 設置等費用について、次のとおり決定したので、費用が発生する場合は、別添の 納入通知書により納付してください。

記

- 1 利用者氏名
- 2 利用者負担額

円

第号年月

様

岩倉市長 印

岩倉市緊急通報システム設置事業利用取消通知書

岩倉市緊急通報システム設置事業の利用を、下記理由で取り消したので通知します。

記

- 1 利用取消日 年 月 日
- 2 取消理由

岩倉市長 殿

利用者 住所 氏名 電話

岩倉市緊急通報システム設置事業利用変更・辞退届

岩倉市緊急通報システム設置事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり 届け出ます。

記

変更内容	変更前	変更後
辞退	(理由)	